

自立支援医療の有効期間の延長にかかるQ&A（令和2年5月20日時点）

《自立支援医療全般》

Q 1、今回の延長の対象者に条件はあるか。

A 1、診断書の要・不要に関わらず、現在お持ちの受給者証の有効期間が、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に満了する方が対象となります。

Q 2、新規や変更の申請はどのように取扱うか。

A 2、新規申請や変更（所得区分、医療機関、住所などの変更）の申請は、通常どおりのお手続きが必要となります。

Q 3、有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。

A 3、対象者の手続きは不要です。

Q 4、受給者証は再発行されるのか。

A 4、育成医療⇒受給者全員に再発行

更生医療⇒現在交付している受給者証を引き続き使用

精神通院医療⇒現在交付している受給者証を引き続き使用

更生医療及び精神通院医療については、受給者証の有効期間の満了日を読み替えてご対応ください。

Q 5、既に更新手続きを行っている場合にはどうなるか。

A 5、通常どおり、更新後の受給者証を発行します。

Q 6、患者様がお持ちの自己負担上限額管理票に書ききれなくなってしまった場合どうするか。

A 6、患者様に対し区役所に連絡し新しいものを入手するよう伝えていただくか、ホームページからダウンロードしてご使用ください。

また、医療機関において管理票を患者様へ配布していただける場合には、必要部数を送付させていただきますので、お手数ですが、障害支援課（048-829-1305）までご連絡くださいますようお願いいたします。

（上限額管理票ダウンロード）

さいたま市トップページ >健康・医療・福祉 >福祉 >障害のある方 >障害者福祉に関する市の施策など
>障害者医療 >指定自立支援医療機関の皆様へお願い

《精神通院医療》

Q 7、意見書の提出の要・不要について、今回の延長により取扱いはどうなるのか。

A 7、意見書提出の要・不要は、次回の更新時（延長後の更新）までそのまま引き継がれます。

（例）令和2年3月31日に期限が満了、同年4月1日以降の更新にかかる申請を予定していた場合

- ・本来意見書の提出が必要→令和3年4月1日～（次回）の更新にかかる申請時に意見書を提出
- ・本来意見書の提出が不要→令和3年4月1日～（次回）の更新にかかる申請時は意見書不要、
令和4年4月1日～（次々回）の更新にかかる申請時に意見書を提出

Q 8、精神障害者保健福祉手帳の取扱いはどうなるか。

A 8、精神障害者保健福祉手帳については、自立支援医療とは異なり有効期限の延長の措置はありませんが、臨時的な取扱いとして、診断書の提出を最大1年間猶予することができます。

（対象者）現在お持ちの手帳の有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日の間の方

（猶予期間）現在お持ちの手帳の有効期限から1年間

- ・申請書の提出のみで更新手続きが可能です。ただし、猶予期間内に診断書を提出していただく必要があります。
- ・新規申請及び等級変更申請の場合は、診断書の猶予はできません。

Q 9、精神障害者保健福祉手帳と同時申請をする場合はどうなるか。

A 9、精神障害者保健福祉手帳の診断書の提出の猶予を受ける場合には、次回の自立支援医療の更新（延長後の更新）時に手帳用診断書（自立支援医療欄の記載をしたもの）を提出していただくことで、同時申請での更新が可能です。なお、手帳診断書の猶予を希望しない場合には、通常どおり自立支援医療の申請も併せて行うことで同時で更新は可能です。

（例）手帳・自立支援医療ともに令和2年6月30日まで有効

- ・診断書の提出猶予を受ける場合：手帳の申請書のみ提出（有効期限令和4年6月30日の手帳発行）、自立支援医療の申請は不要（有効期間を令和3年6月30日まで自動延長）
⇒令和3年4月から有効期間満了までに、診断書を添付して手帳と自立支援医療を同時申請
- ・診断書の提出猶予を受けない場合：診断書を添付して手帳と自立支援利用を同時申請（通常どおり）